

【エコセル 車両保証ガイド】

このエコセルの保証ガイドには、保証修理の受け方や保証部品などについて記載されておりますので、必ずお読みください。

1. 保証修理の内容

この保証は、当社が保証書記載のお客様に対して、保証書記載の自動車を構成する保証部品（後記3.に記載）について、不具合が発生した場合に、保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理すること（以下、この無料修理を保証修理と言います）をお約束するものです。保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。なお、保証修理時に取外した不具合部品は、当社の所有となります。また、保証修理の限度額は1回の修理につき、50万円とさせていただきます。

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、当社または当社指定のサービス工場へ保証書記載の自動車をお持ちいただき、保証書をご提示のうえ保証修理をお申し付けください。保証書を提示されないときは、保証修理をお受けいたしかねます。

3. 保証部品

保証書にもとづく保障の対象となる部品（以下、保証部品といいます）は、自動車を構成する部品のうち下記のもので、なお、保証部品はメーカー純正品に限ります。

※交換部品は中古品になる場合がございます。

● 主な保証部品		対象外商品 ① お客様負担部品			
<ul style="list-style-type: none"> ● エアコンディショナー ● ドアロック ● パワーステアリング ● ナビゲーション ● ワイヤレスドアロック ● シートアジャスター ● マルチディスプレイ ● ボンネットロック ● ランパーサポートアジャスター ● TV、オーディオ類 ● 時計 ● 各種アンテナ ● シールドビーム・ハロゲンヘッドランプバルブ・ディスチャージヘッドランプバルブ ● シガレットライター ● 電動ドアミラー ● エキゾーストパイプ ● パワーウィンドウ ● クリアランスソナー ● ウインドウウォッシャーモーター ● バックドアサポート ● スライドドアモーター ● ウェザーstripp（雨漏れのみ） ● 電動ファンターボール ● 電動サン（ムーン）ルーフ ● ウインドウレギュレーター ● フェアレリッドオープナー ● マフラー 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボデーパネル ● パンパー ● モール類 ● インストルメントパネル ● シート ● アームレスト ● ドアトリム ● コンソールボックス ● ルーフヘッドライニング ● フロアカーペット 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● エアクリナーエレメント ● オイルフィルター ● フューエルフィルター ● Vベルト ● ディストリビューターキック ● スパークプラグ ● ブレーキパッド ● 各種電球（シールドビーム・ハロゲンヘッドランプ・ディスチャージヘッドランプ・LEDランプ除く） ● その他上記部品に類するもの、および定期交換部品 ● ブレーキシュー ● ブレーキライニング ● タイヤ ● チューブ ● バッテリー ● ヒューズ ● ワイパーブレード 	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジンオイル ● クラッチフルード ● トランスミッションギアオイル ● ショックアブソーバーフルード ● ディファレンシャルギアオイル ● ウインドウウォッシャー液 ● ステアリングギアオイル ● 各種グリース ● パワーステアリングフルード ● 冷却水 ● オートマチックトランスミッションフルード ● バッテリー液 ● ブレーキフルード ● ガソリン、軽油、LPG ● クラウーガス 等 		
● 下記の点線枠内の一般にメーカー特別保証対象とされる部品については、5年間保証の対象部品です。		ボデー内・外装部品	消耗部品		
		自動車を構成する部品以外のもの ● チャイルドシート、CD、マスコット類 等	モデリスタ車両・TECS 車等 ● 特装部位（ウエルキャブ架装を除く）		
エンジン機構 <ul style="list-style-type: none"> ● シリンダーヘッド ● シリンダーブロック ● バルブ機構 ● クラックシャフト ● ピストン ● コネクティングロッド ● フライホイール ● ターボチャージャー ● 燃料装置 ● 冷却装置 ● 潤滑装置 ● 充電装置 ● 始動装置 	電動伝達機構 <ul style="list-style-type: none"> ● クラッチカバー ● トルクコンバーター ● マニュアルトランスミッション ● オートマチックトランスミッション ● トランスアクスル ● プロペラシャフト ● ユニバーサルジョイント ● ドライブシャフト ● デファレンシャルキャリア（クラッチディスク除く） 	ステアリング機構 <ul style="list-style-type: none"> ● ステアリングホイール ● メインシャフト ● コラムチューブ ● ギアボックス ● ステアリングリンク機構 ● パワーステアリング部品 	前後アクスル機構 <ul style="list-style-type: none"> ● サスペンションアーム ● ストラットバー ● スタビライザー ● スプリング ● ショックアブソーバー ● ステアリングナックル ● ボールジョイント ● アクスルシャフト ● アクスルハブ ● アクスルハウジング 	電子制御機構 <ul style="list-style-type: none"> ● エンジンコントロールコンピュータ ● ABS / TRC / VSC コンピューター ● 4WS コンピューター ● サスペンションコントロールコンピュータ ● IC レギュレーター ● イグナイター 	油脂類
乗員保護補助装置 <ul style="list-style-type: none"> ● シートベルト ● SRSエアバッグ 		ブレーキ機構 <ul style="list-style-type: none"> ● マスターシリンダー ● ディスクブレーキキャリア ● ブレーキマスター ● パーキングブレーキ ● ABS / TRC / VSC システム 	前後アクスル機構 <ul style="list-style-type: none"> ● サスペンションアーム ● ストラットバー ● スタビライザー ● スプリング ● ショックアブソーバー ● ステアリングナックル ● ボールジョイント ● アクスルシャフト ● アクスルハブ ● アクスルハウジング 	ハイブリッド機構 <ul style="list-style-type: none"> ● ハイブリッドトランスアクスル ● スタータージェネレーター ● メインバッテリー※（駆動用電池） ● インバーター ● DC-DCコンバーター ● ハイブリッドコントロールコンピュータ ● 冷却装置（*36Vバッテリー、サービスプラグ、高電圧ヒューズを除く） 	② 対象車検の整備完了後に装着・架装された部品
		排出ガス浄化機構 <ul style="list-style-type: none"> ● エアスウィッチングバルブ ● EGRバルブ ● 触媒コンバーター 			

4. 保証期間

保証を受けられる期間（以下、保証期間といいます）は、保証書記載の保証期間の通りとします。なお、保証修理時に交換部品として新たに保証書記載の自動車に装着した部品も、保証書に基づく保証の対象となりますが、その保証期間は保証書記載の保証期間満了時までとします。

5. お客様にお守り頂く事項

保証書記載の自動車がメンテナンスシートに示す点検整備がなされ、取扱書に従った正しい使用・お手入れがなされた自動車である場合に、保証修理をいたします。従いまして、次の事項を必ずお守り頂くようお願いいたします。守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますので、ご承知おきください。

- ① 取扱書などに示す取扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- ② 法令で定められた点検整備（日常点検を含む）およびメーカーが指定する点検整備の実施。
- ③ 定期点検整備の実施を記録したメンテナンスノートまたは、その他の定期点検記録簿の保持。
- ④ メンテナンスノートおよび取扱書に示す定期交換部品の指定通りの交換。

6. 保証しない事項

- (1) 保証期間の開始以前に保証部品に発生していた不具合は、保証修理いたしません。
- (2) 以下の現象等、不具合と認められないものは保証修理いたしません。
 - ① 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象。（消耗部品・油脂類の消耗・劣化等。内・外装部品・樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然色褪・劣化等）
 - ② 自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象等。（音、振動、オイルのじみ、操作フィーリング等）
- (3) 次のような外的要因は、材料上または製造上の不具合ではありませんから、保証修理いたしません。

通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない場合。
- (4) 以下の不具合は、外的要因によるものであり、材料上または、製造上の不具合ではありませんから、保証修理いたしません。
 - ① 飛石、酸性雨、塩害、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外部要因に起因する不具合。（さび、腐食、パネルの傷つき等）
 - ② 地震、台風、水害等の天災ならびに火災（ただし、保証部品の不具合に起因するものを除く）、事故に起因する不具合。
- (5) 以下の不具合は、適切な点検・整備、正しい使用・管理等がなされていないことに起因するものですから、保証修理いたしません。
 - ① 法令ならびにメーカーが指定・推奨する定期点検整備、日常点検の実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合。
 - ② 通常の注意で発見・処置できずにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
 - ③ 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。
 - ④ 対象車検の整備完了後に、装着・架装された部品（保証修理時に交換部品として新たに装着された部品を除く）、および補修（保証修理としてなされた補修を除く）・改造に起因する不具合。
 - ⑤ 適切なメーカー純正の消耗部品・定期交換部品あるいは、メーカーが指定する油脂類以外の使用に起因する不具合。
 - ⑥ 取扱書などに示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用に起因する不具合。
- (6) 保証修理以外に当社が保証書に基づいて費用（例えば、次のような費用等）を負担することはいたしません。
 - ① 消耗部品および油脂類などの交換・補充費用。
 - ② 法令ならびにメーカーが指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。
 - ③ 自動車を運転できなかったことによる不便さ及び損失等。（電話代、代車費用、宿泊代、交通費、休業損害、積荷損害、営業損失等）
 - ④ エコセルにご連絡なく、修理された場合の修理費用。

7. 保証の発効

この保証は、当社が保証書にお客様の氏名、住所、保証期間、自動車の登録番号、車体番号、走行距離、販売店名等の必要事項を記入のうえ、捺印することにより有効になります。

8. 保証の失効

この保証書は、保証書に示す保証期間が満了した時に効力を失うものとします。また、保証期間内であっても、自動車の譲渡などにより保証書記載のお客様が保証書記載の自動車の使用者でなくなった時、または保証書記載の自動車が日本国外へ持ち出された時にも効力を失うものとします。なお、保証期間内で保証が失効または不要となった等、いかなる場合であっても、お客様にお支払いいただいた保証料の返還はいたしません。

